

久米島町立清水小学校いじめ防止基本方針

平成31年3月20日訂正

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（平成25年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止具体策

(1) いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

道徳教育、人権教育、生徒指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

① 学習指導の充実

- ・学習指導の充実を図りながら、「規範意識の高い学級」を目指し、学びに向かう集団作りに努める。
- ・「わかる授業づくり」「コミュニケーション能力を育む授業づくり」「一人一人の実態に配慮した授業づくり」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳的実践力を育成する。

③ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。

④ その他

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

(2) 職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

① いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施

② 教職員の共通理解

- ・毎月のなかよしアンケートや日頃の児童観察から児童の異変にいち早く気づきいじめを防止する。また、アンケートの結果や問題行動を全教職員で共通理解する。

③ いじめ未然防止にむけて

《学級担任》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見てみぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることであり、その行為を行わせない。また、いじめの傍観者にならず、いじめを抑止するように促す。
- ・一人一人を大切にしたい、わかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主任》

- ・いじめの問題について児童

指導委員会や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

- ・日頃から関係機関等と情報交換をする等、連携を取っておく。

(3) 保護者地域との連携

- ① 学校 HP で本校のいじめ基本方針を示したり、いじめ未然防止のお便りを出したりして保護者・地域に対して周知する。
- ② ネットいじめの対応
 - ・児童の学校への携帯電話の持ち込みを原則、禁止する。
 - ・保護者会での学級活動を利用して、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導の様子を参観してもらう。
 - ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。

3 いじめの発見及び対応

いじめの対応

ネットいじめの対応

いじめ発見

① いじめサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、生徒指導主任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。

- ・(ア) 日常の観察
- ・交友関係の変化
- ・体調の変化や表情の変化
- ・欠席状況、遅刻、早退の変化
- ・服装の乱れや言葉遣いの変化
- ・持ち物の紛失や持ち物の変化
- ・金銭の使い方の変化
- ・保健室の訪問回数等
- ・(イ) 本人・保護者等からの訴え
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教育相談の充実
- ・家庭訪問や個人面談での情報交換
- ・(ウ) 教師による直接の発見

- ・担任は被害者と加害者を離し、情報の収集に努める。
- ・生徒指導主任が「いじめ対策委員会」を立ち上げ、情報の共有化を図り、対策を練る。
- ・その後、全職員で共有及び守秘義務の徹底を約束する。(チームで対応)
- ・秘密の厳守を約束して教育相談を行うとともに、主に主任が精神的な支えになる。
- ・学校が拡散しないように、必要に応じて慎重に全体指導に当たる。

- ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

被害者への対応

- ① 本人、保護者等から、いじめの訴えがあった場合、共感的に理解する。
 - ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞く等、安心感を与える。
 - ・本人の苦痛を親身になって聞く等、理解を十分に示す。
 - ・いじめが解決するまで、しっかりと守ることを伝える。
 - ・基本的には、本人の理解を得てから事実関係の究明に乗り出す。
 - ・担任、学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
 - ・特に、保護者の訴えに対しては、担任の他に生徒指導主任、校長、教頭等も同席するなど、複数の教師で対応する。
- ② いじめの現場を教師が直接発見した場合、その場ですぐ介入し、事実関係を明らかにする。
 - ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に誘す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再発事実確認をする。

加害者への対応

- ③ いじめていた児童、保護者への対応
 - ・保護者を呼び出し、いじめの概要について説明し理解を求めると共に、今後の教員教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対しては、反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが増えるまで、個別の関わりを継続的に待つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・スクールカウンセラーによる教育相談の活用
- ④ いじめられていた児童、保護者への対応
 - ・保護者を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・二度とこのようないじめがないよう、指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・いじめられていた児童に対しては、心のケアに努めると共に、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。

傍観者への対応

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き返らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

今後の対応

- ・その後の様子を全職員で共有及び守秘義務の徹底を約束する。
- ・他の職員はいじめが再発及び拡散しないように配慮した指導を必要に応じて各クラスで行う。
- ・必要であれば関係機関(SC、医療機関、警察等)につなげる。
- ・長期に渡り、被害者及び加害者の様子を観察し、再発を防止する。
- ・被害者の居場所づくりに努める。(寄り添い支援を行う)

(関係相談機関の電話番号)

- 久米島町仲泊駐在所：098-985-2014
- いじめ相談所(沖縄県)：098-886-2900
- 24時間いじめ相談所(全国)：0570-0-78310

重大事態への対応

- ① 学校いじめ防止対策推進法第28条により、当該事象が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。
 - ・町教育委員会に報告するとともに、直ちに警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - ・当該いじめの対応については、町及び県教育委員会と連携し、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会を中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ・いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、速時、適切な方法によりその説明に努める。
 - ・当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、速速、適切に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。